

長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

平成19年2月 2日 条例第5号

平成20年2月 8日 条例第9号

平成27年2月17日 条例第5号

平成28年2月17日 条例第3号

最終改正 平成30年2月22日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、広域連合行政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。）を除く。）を

いう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

(3) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び議会をいう。

(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年広域連合条例第4号)第2条第2号に規定する行政文書をいう。)に記録されているものに限る。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について住民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない

い。

- 2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(収集の制限)

第4条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 争訟、選考、指導、相談等の事務を処理する場合であって、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき、又は当該事務の適正な執行に支障を及ぼすと認められるとき。
- (6) 他の実施機関、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法

(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)からの収集が事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集によって本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当な理由があると認められるとき。

3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 利用目的を達成するために必要があると認められるとき。

(個人情報取扱事務の届出)

第5条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称及び利用目的

(2) 個人情報の対象者の範囲

(3) 個人情報の記録項目

(4) 個人情報の収集先

(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(6) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が別に定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

3 広域連合長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した帳簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

- (1) 臨時に収集された情報を取り扱う事務
- (2) 出版、報道等により公にされている情報を取り扱う事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広域連合長が第1項の規定による届出の必要がないと認めた事務
(利用及び提供の制限)

第6条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のもの（以下「外部」という。）に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 同一の実施機関の内部で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、当該利用又は提供が事務の執行上やむを得ず、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当な理由があると認められるとき。

2 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は組織に限るものとする。

る。

- 3 実施機関は、保有個人情報を外部に提供するときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的、使用方法等について必要な制限を付し、又は当該個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(電子計算機による処理の制限)

第7条 実施機関は、第4条第3項に規定する個人情報を電子計算機を用いて処理してはならない。ただし、利用目的を達成するために必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、外部の電子計算機と直結して個人情報の処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。

- (2) 住民福祉の向上その他公益上必要と認められるとき。

(適正な管理)

第8条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託に伴う措置等)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務を外部に委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

い。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、当該個人情報取扱事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該個人情報取扱事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示請求権)

第10条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人（以下「未成年者等」という。）の法定代理人は、本人に代わって、前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第11条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広域連合長が別に定める事項

2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で広域連合長が別に定めるものを提出し、

又は提示しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第12条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報が次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、開示することができないとされている情報
- (2) 開示請求者（第10条第2項の規定により未成年者等の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号、第4号及び第9号、次条第2項並びに第17条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開

示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす

おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は保険料の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独

立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 個人の評価、指導、診断、選考、試験等（以下この号において「個人の評価等」という。）に関する情報であつて、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(9) 未成年者等の法定代理人から開示請求がなされた場合であつて、開示することが開示請求者の利益に反すると認められる情報

（保有個人情報の部分開示）

第13条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第14条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することと

なるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し広域連合長が別に定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の決定(以下「開示の諾否決定」という。)に基づき保有個人情報の全部又は一部を開示しない場合は、前2項に規定する書面にその理由を記載するとともに、期間の経過により当該開示の諾否決定に係る保有個人情報の全部又は一部が開示情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を併せて記載しなければならない。

(開示の諾否決定の期限)

第16条 開示の諾否決定は、開示請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第11条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に

限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第17条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示の諾否決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他広域連合長が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第12条第3号イに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第31条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を

置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第18条 保有個人情報の開示は、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して広域連合長が別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第11条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

（他の法令等による開示の実施との調整）

第19条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用す

る。

(費用の負担)

第20条 第18条第1項の規定により写しの交付(電磁的記録にあってはこれに準ずる方法として広域連合長が別に定める方法を含む。)を受ける者は、当該写しの交付に要する費用のうち、広域連合長が別に定めるものを負担しなければならない。

(訂正請求権)

第21条 開示決定に基づく開示又は第19条第1項の他の法令等の規定による開示を受けた自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(訂正請求の手続)

第22条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広域連合長が別に定める事項

- 2 訂正請求をする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第11条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(保有個人情報の訂正義務)

第22条の2 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部について訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をした上で、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨及び訂正の内容を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、前2項の決定（以下「訂正の諾否決定」という。）に基づき保有個人情報の全部又は一部について訂正をしない場合は、前2項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

(訂正の諾否決定の期限)

第24条 訂正の諾否決定は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第22条第3項におい

て準用する第11条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第24条の2 実施機関は、第23条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なくその内容を通知するものとする。

(利用停止請求権)

第24条の3 開示決定に基づく開示又は第19条第1項の他の法令等の規定による開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第4条の規定に違反して収集されているとき、第6条第1項の規定に違反して利用されているとき又は第7条の規定に違反して処理されているとき 当該保有個人

情報の利用の停止又は消去

- (2) 第6条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該
保有個人情報の提供の停止

2 第10条第2項及び第21条第3項の規定は、利用停止の請求
(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

(利用停止請求の手続)

第24条の4 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面
(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしな
ければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他
当該保有個人情報を特定するに足りる事項
(3) 利用停止請求の趣旨及び理由
(4) 前3号に掲げるもののほか、広域連合長が別に定める事項

2 第11条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準
用する。

(保有個人情報の利用停止義務)

第24条の5 実施機関は、利用停止請求があった場合において、
当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関に
おける個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、
当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければ
ならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることによ
り、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務
の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる
ときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第24条の6 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止の諾否決定の期限)

第24条の7 前条各項の決定(以下「利用停止の諾否決定」という。)は、利用停止請求があった日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、第24条の4第2項において準用する第11条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審理員による審理手続きの適用除外)

第24条の8 開示の諾否決定、訂正の諾否決定、利用停止の諾否決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第 2 5 条 開示の諾否決定、訂正の諾否決定、利用停止の諾否決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 1 9 年広域連合条例第 6 号）の規定に基づき設置する長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、その答申を最大限尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第 2 6 条 前条第 1 項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 1 3 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第 2 号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第27条 第17条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示の諾否決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（適正な取扱いの確保）

第28条 実施機関は、番号法第28条第1項に規定する評価書に関する事項その他個人情報の保護に関する重要な事項について、審査会に諮問しなければならない。

第29条 削除

（特定個人情報についての特例）

第29条の2 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、第6条第1項第2号から第6

号まで及び第 19 条の規定は適用しないものとし、この条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられるこの条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 6 条第 1 項	当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のもの（以下「外部」という。）に提供してはならない	当該実施機関の内部で利用してはならない
第 6 条第 1 項第 1 号	本人の同意があるとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く
第 6 条第 3 項	外部	当該実施機関以外のもの（以下「外部」という。）
第 10 条第 2	未成年者又は	未成年者若しくは成年被後見人の法定

項	成年被後見人 (以下「未成年者等」という。)の法定代理人	代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)
第11条第2項	法定代理人	代理人
第12条第2号及び第9号	未成年者等の法定代理人	代理人
第21条第2項及び第24条の3第2項	第10条第2項	第29条の2の規定により読み替えて適用する第10条第2項
第22条第3項及び第24条の4第2項	第11条第2項及び第3項	第29条の2の規定により読み替えて適用する第11条第2項及び第11条第3項
第24条の3第1項第1号	第6条第1項の規定に違反して利用されているとき	第29条の2の規定により読み替えて適用する第6条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されてい

		るとき
第 2 4 条 の 3 第 1 項 第 2 号	第 6 条 第 1 項	番号法 第 1 9 条

(情報提供等の記録についての特例)

第 2 9 条 の 3 実施機関が保有し、又は保有しようとする番号法第 2 3 条 第 1 項 及び 第 2 項 (これらの規定を番号法第 2 6 条 において準用する場合を含む。) に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、第 6 条 第 1 項 ただし書、同条 第 2 項 及び 第 3 項、第 1 9 条 並びに 第 2 4 条 の 3 から 第 2 4 条 の 7 までの規定は適用しないものとし、この条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられるこの条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 6 条 第 1 項	当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のもの (以下「外部」という。) に提供し	当該実施機関の内部で利用してはならない

	てはならない	
第 7 条 第 2 項	外部	当該実施機関以外のもの（以下「外部」という。）
第 1 0 条 第 2 項	未成年者又は成年被後見人（以下「未成年者等」という。）の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第 1 1 条 第 2 項	法定代理人	代理人
第 1 2 条 第 2 号及び第 9 号	未成年者等の法定代理人	代理人
第 2 1 条 第 2 項	第 1 0 条 第 2 項	第 2 9 条 の 3 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 第 1 0 条 第 2 項
第 2 2 条 第 3 項	第 1 1 条 第 2 項及び第 3 項	第 2 9 条 の 3 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 第 1 1 条 第 2 項 及 び 第 1 1 条 第 3 項
第 2 4 条 の 2	当該保有個人情報 の 提 供 先	総務大臣及び番号法第 1 9 条 第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第 2 3 条 第 1 項 及 び 第 2 項（これらの規

		定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)
--	--	---

(苦情の処理)

第30条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(裁量的開示)

第31条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第12条第1号の情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(運用状況の公表)

第32条 広域連合長は、毎年度、この条例の規定に基づく各実施機関における開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(適用除外)

第33条 実施機関は、保有個人情報の適正な取扱いの確保に関し、法令等に定めがあるときは、この条例の規定にかかわらず、当該法令等の定めるところによる。

(委任)

第34条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第 3 5 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 9 条第 3 項に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するため特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。

第 3 6 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

第 3 7 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

第 3 8 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 2 月 8 日条例第 9 号）

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年 2 月 1 7 日条例第 5 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2

9条の次に2条を加える改正規定（第29条の2を加える部分に限る。）は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から、第29条の次に2条を加える改正規定（第29条の3を加える部分に限る。）は同法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前になされた改正前の長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第28条第1項の規定による是正の申出については、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月17日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月22日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。